

## 郵送による消防用設備点検結果報告書の届出について

事業者等が消防署等の窓口まで来訪し、消防用設備等点検結果報告書(以下「点検報告書」という。)を提出することに伴う負担軽減を図る観点から、点検結果報告書を郵送により届け出ることができるようにしています。

### 郵送による報告の方法

#### 送付書類等

##### 点検結果報告書(正本)

- 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認をしてください。
- 報告書の内容について確認するため消防署から連絡する場合がありますので、報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。

##### 点検結果報告書(副本)希望部数

- 正本と同じ内容が記載されていることを確認してください。
- ※ 消防署において受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望する場合に必要です。

##### 副本返信用封筒1通

- 消防署による受付印を押印した点検結果報告書の返信に必要です。
- 副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してください。
- 封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。
- あらかじめ宛名をご記入ください。

### 返信時期

- 副本の返却は、受付後概ね1～2週間程度で返信します。
- ※ 郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。

### 留意事項

1. 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。
2. 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵便物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故による書類の紛失を防止するため、簡易書類等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
3. 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求める

とともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。

**郵送する場合は、以下の事項を改めて確認してください。**

- ☆ 点検結果報告書に記載漏れはないですか？
- 届出日
- 届出者の押印
- 防火管理（防火管理者が選任されている場合に限る）/立会者（点検に立ち会ったものがある場合に限る）
  
- ☆ 必要書類の添付漏れはないですか？（下記点検票は特に注意してください）
- 点検票別記様式第 23（非常電源専用受電設備）
- 点検票別記様式第 26（配線）
  
- 副本は正本と同じ内容のものを希望部数用意しましたか？
- 返信用封筒には重さや大きさに応じた切手が貼ってありますか？
- 返信用封筒には宛名を記載しましたか？（宛名は、副本を返信するために必須です。無記入、誤記入等が無いように、今一度確認ください。）

送付先

〒948-0007

新潟県十日町市四日町新田 1041 番地

十日町地域消防本部予防課予防係

**お問い合わせ**

十日町地域消防本部 予防課予防係

〒948-0007

新潟県十日町市四日町新田 1041 番地

025-757-1557（予防課直通）